



## 税務署で所得税等の確定申告を行う方へ

令和7年1月6日（月）から2月14日（金）までは、確定申告相談会場を開設いたしません。相談を希望される方は、令和7年2月17日（月）から3月17日（月）までの確定申告期間中に、確定申告会場へお越しください。2月14日（金）以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なくお越しいただいても対応できません。確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行がスムーズです。なお、税務署（相談会場を含む）においては、記載済申告書の検算を行いません。記載済申告書につきましては、投函箱に投函していただきますようお願いいたします。

● **問合せ** 秩父税務署 ☎0494-22-4433

## 特定最低賃金の改訂のお知らせ

令和6年12月1日から埼玉県特定最低賃金の時間額が、非鉄金属製造業1,098円、光学機械器具等製造業1,114円、電子部品等製造業1,105円、輸送用機械器具製造業1,102円、自動車小売業1,089円となります。

また、10月1日より埼玉県最低賃金が1,078円に変更となっております。埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく全ての労働者に適用されます。使用者も労働者も、賃金額が1時間当たり1,078円以上かどうか必ず確認しましょう。

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室（☎048-600-6205）または労働基準監督署（☎048-533-3611）へお問い合わせください。

## 人権尊重社会をめざす県民運動強調週間

12月4日（水）から10日（火）までは「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です。この運動は、様々な人権問題への理解を深め、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県民総ぐるみで取り組む運動です。

人権について考え、行動するきっかけとしてください。

○埼玉県ホームページ（人権尊重社会をめざす県民運動）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/kenminundou.html>

## 相談窓口

### ○心配ごと相談 / 行政相談 / 合同相談

16日（月）午後1時～午後3時 1階中会議室  
日ごろのご近所トラブルや身近な心配ごと等を相談員が、国の行政活動全般に関する苦情や相談とともに受け付けお聞きします。お問合せは、下記行政相談員および社会福祉協議会までお気軽に。ご不明な点は総務課までお問合せください。

**問合せ** ・行政相談員  
高野守生 氏 ☎82-0885  
・社会福祉協議会 ☎82-1238  
・総務課 ☎82-1221

### ○相談員による消費生活相談

毎週金曜日 午前10時～午後3時30分  
契約のトラブルや「これってクーリングオフできるの？」といった疑問に応じます。※最近、訪問や電話による業者からの勧誘が見られます。

※不安な時はまず相談を！

**問合せ** 産業観光課 ☎82-1223